

## 第1号議案

### 広島県教育委員会告示の一部改正について

広島県教育委員会告示の一部改正について，次のとおり提案します。

令和4年12月21日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

#### 1 提案の趣旨

教育職員免許状申請手続及び高等学校等奨学金申請手続等のオンライン対応に伴い，広島県教育委員会告示（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により，情報通信の技術を利用する方法により行わせ，又は行うことができる手続等）の一部改正を行う。

#### 2 改正案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

公布日から施行する。

#### 4 根拠規定

別紙のとおり



## 広島県教育委員会告示の一部改正について

令和4年12月21日

教 職 員 課

教育支援推進課

### 1 要旨

オンラインでの申請手続等を定めた広島県教育委員会告示(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部改正を行う。

### 2 改正理由

教育職員免許状申請手続及び高等学校等奨学金申請手続等について、オンライン対応を追加することで、県民の利便性の向上を図り、より質の高い行政サービスへとつなげるため。

### 3 改正事項

次の手続について、現行の書面による方法に加えて、オンラインでの申請手続等を可能とする。

手続	内容	書面手続を定めた 規程	オンライン化 実施時期
教育職員免許 状申請手続	教育職員免許状書換申請	教育職員免許状に 関する規則	令和5年1月
	教育職員免許状再交付申請		
	教育職員免許状授与証明書 交付申請		令和5年6月 以降
	教育職員免許状授与申請		
教育職員検定申請			
高等学校等奨 学金申請手続 等	貸付に関する手続	広島県高等学校等 奨学金貸付条例 広島県高等学校等 奨学金貸付条例施 行規則	令和5年4月 以降
	届出事項の変更等		
	償還に関する手続		

## 4 手続方法

### (1) 教育職員免許状申請手続

項目	告示改正後の手続（窓口又は郵送＋オンライン）	
	窓口又は郵送	オンライン（一部郵送等）
各種申請書等	書面で提出	
手数料納付	<b>【窓口申請】</b> 会計管理部（納入窓口）で現金により納付	<b>【郵送申請】</b> 口座振込により納付
免許状及び授与証明書の発行	窓口受取又は郵送	

※太枠内はオンライン対応

### (2) 高等学校等奨学金申請手続等

項目	告示改正後の手続（窓口又は郵送＋オンライン）	
	窓口又は郵送	オンライン
貸付に関する手続	書面で提出（窓口又は郵送）	学校経由
届出事項の変更等	書面で提出（窓口又は郵送）	学校経由（生徒の在学時）
償還に関する手続		
各種決定通知書等	書面で交付（郵送）	

※太枠内はオンライン対応

## 5 施行期日

公布日から施行する。

広島県教育委員会告示第 号

平成三十年広島県教育委員会告示第二号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
条例等 (略)	条項 (略)	条例等 (略)	条項 (略)
広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	(略)	広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	(略)
教育職員免許状に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第六条の二、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第十二条第二項、第十四条並びに第二十一条第一項		
広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）	第五条第一項		
広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）	第六条第一項及び第二項、第八条第四項、第九条第一項、第十一条第三項、第十四項、第六項及び第七項、第十三条、第十四条第三項及び第十四項並びに第十五条第二項及び第三項		
(略)	(略)	(略)	(略)

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和三十一年法律第百六十二号

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

## ○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成十六年条例第三十八号

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する県の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

## ○広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

平成十六年規則第六十七号

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、県の機関等に対して行うこととされ、又は県の機関等が行うこととしている条例等に基づく手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、県の機関等が別に定める。

## ○教育職員免許状に関する規則

昭和四十三年教育委員会規則第十二号

(普通免許状授与の申請)

第五条 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定による免許状の授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類(第三号から第五号までの書類については、必要とする者に限る。)を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与申請書又は教育職員免許状新教育領域追加申請書
  - 二 授与の基礎資格に関する次に掲げる書類のうち、それぞれ該当するもの
    - (1) 大学の卒業証明書(準学士の称号又は短期大学士、学士若しくは修士の学位を有する者は、その証明書)、修了証明書又は在学したことの証明書
    - (2) 養護教諭養成機関の卒業証明書又は在学したことの証明書
    - (3) 教育職員免許状の写し又はその証明書
    - (4) 保健師又は看護師免許証を有することの証明書
    - (5) 管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書
    - (6) 管理栄養士養成施設の単位修得証明書
  - 三 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書(以下「実務に関する証明書」という。)
  - 四 学力に関する証明書
  - 五 特例法施行規則第四条第一項に規定する介護等の体験に関する証明書。ただし、特例法施行規則第三条第一項各号に規定する者にあつてはそれぞれ当該各号に規定する資格を有することの証明書、同条第二項に規定する者にあつては身体障害者手帳の写しでこれに代えることができる。
  - 六 履歴書
  - 七 宣誓書
  - 八 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、特別支援学校教諭普通免許状
  - 九 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号から第五号まで及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書(外国人にあつては、その事実が確認できる書類とする。以下同じ。)
- 2 次の表の上欄に掲げる規定による免許状の授与を受けようとする者は、前項第一号、第六号、第七号及び第九号に掲げる書類に、同表のそれぞれ当該下欄に掲げる書類を添えて、県教育委員会に提出しなければならない。

免許法附則第八項	旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)による国立工業教員養成所の卒業証明書
三十六年改正法附則第六項	イ 三十六年改正法附則第六項に規定する図画工作又は職業の教科についての中学校教諭免許状の写し

	ロ 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第十八号）附則第十一項で規定する技術の教科に関する講習の修了証明書
免許法第十六条	教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第八条第二項に規定する合格証明書
免許法附則第十二項	旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所の卒業証明書
十二年改正法附則第二項	イ 十二年改正法附則第二項に規定する数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業若しくは水産の教科又は教科の領域の一部に係る事項で十二年改正省令附則第七項に規定する情報技術若しくは情報処理についての高等学校教諭の普通免許状の写し ロ 十二年改正省令附則第六項で規定する情報に関する講習の修了証明書
十二年改正法附則第三項	イ 十二年改正法附則第三項に規定する公民、看護又は家庭の教科についての高等学校教諭の普通免許状の写し ロ 十二年改正省令附則第八項で規定する福祉に関する講習の修了証明書

（教育職員検定の申請）

第六条 免許法第六条第二項若しくは第三項、附則第十八項又は附則第十九項の規定による普通免許状授与又は当該免許状への新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号及び第四号の書類については、必要とする者に限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員検定申請書
- 二 人物に関する証明書
- 三 学力に関する証明書
- 四 実務に関する証明書又は実地の経験若しくは技術に関する証明書
- 五 身体に関する証明書
- 六 受検資格に関する次に掲げる書類のうち、それぞれ該当するもの
  - (1) 学校の卒業証明書（準学士の称号又は短期大学士、学士の学位を有する者は、その証明書）、修了証明書又は在学したことの証明書
  - (2) 教育職員免許状の写し（旧令による教員免許状を含む。以下同じ。）
  - (3) 保健師又は看護師免許証を有することの証明書
  - (4) 管理栄養士又は栄養士免許証を有することの証明書
  - (5) 管理栄養士養成施設の単位修得証明書
  - (6) その他受検資格に関する証明書

七 履歴書

八 宣誓書

九 新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする場合は、特別支援学校教諭普通免許状

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号、第六号及び第九号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

第六条の二 免許法第五条第二項の規定による特別免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第四号、第九号の書類については、必要とする者に限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員検定申請書

二 推薦書

三 削除

四 専門的な知識経験又は技能に関する証明書その他担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証する書類

五 人物に関する証明書

六 身体に関する証明書

七 履歴書

八 宣誓書

九 教育職員免許状の写し又はその証明書

十 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

（施行法による教育職員検定の申請）

第八条 施行法第二条の規定による普通免許状授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第四号及び第五号の書類については、必要とする者に限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員検定申請書

二 人物に関する証明書

三 受検資格に関する次に掲げる書類のうち、それぞれ該当するもの

（1）学校の卒業証明書（学士の称号を有する者は、その証明書）又は修了証明書

（2）教育職員免許状の写し

（3）学位証明書

（4）施行法第二条第一項の表の上欄に規定する者のうち第二十号から第二十一号までに該当するものにあつては、それぞれ当該各号に規定する資格を有することの証明書

（5）その他受検資格に関する証明書

- 四 受検資格に関する学校の成績証明書又はこれに代わる学力を証明する書類
- 五 実務に関する証明書又は実地の経験若しくは技術に関する証明書
- 六 身体に関する証明書
- 七 履歴書
- 八 宣誓書
- 九 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号及び第四号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(旧令による教員免許状を有する者の免許状交付の申請)

第九条 施行法第一条第三項の規定による教育職員免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第四号の書類については、必要とする者に限る。）を県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状交付申請書
- 二 施行法第一条第一項の表上欄に掲げる教員免許状を有することの証明書
- 三 履歴書
- 四 受けようとする教科についての学業成績証明書又は実務に関する証明書
- 五 宣誓書
- 六 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号及び第四号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(外国において授与された免許状を有する者等の申請)

第十条 免許法第十八条の規定による各相当の免許状授与のための教育職員検定の申請の手続については、第六条から第八条までの規定を準用する。

(自立教科等の免許状授与の申請)

第十一条 免許法第四条の二第二項の規定による特別支援学校の自立教科等（自立活動に係るものを除く。）の免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第四号及び第六号の書類については、必要とする者に限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 教育職員免許状授与申請書
- 二 施行規則第六十四条第一項の表の下欄に掲げる授与の基礎資格としての医師免許を有することの証明書又は教員養成機関の卒業証明書若しくは在学したことの証明書
- 三 履歴書
- 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）

に規定する免許を有することの証明書

五 宣誓書

六 教育職員免許状の写し又はその証明書

七 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第二号、第四号及び前号に規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(自立教科等の免許状授与のための教育職員検定の申請)

第十二条 前条の規定による自立教科等の免許状授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（第三号、第八号及び第九号の書類については、必要とする者に限る。）を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員検定申請書

二 人物に関する証明書

三 学力に関する証明書

四 実務に関する証明書

五 身体に関する証明書

六 履歴書

七 自立教科等の教育職員免許状の写し

八 前条第四号に掲げる証明書

九 受検資格に関する学校の卒業証明書又は修了証明書

十 宣誓書

十一 改姓又は転籍により、申請時の氏名又は本籍地が、第三号及び第七号から九号までに規定する証明書及び免許状の記載と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

(免許状の書換又は再交付の申請)

第十四条 免許法第十五条の規定により免許状の書換又は再交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、県教育委員会に提出しなければならない。

一 教育職員免許状書換申請書又は教育職員免許状再交付申請書

二 書換の場合は、免許状及び戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

三 再交付の場合は、破損によるものにあつては免許状、紛失によるものにあつてはその理由を証明するもの

(免許状の授与又は交付の証明)

第二十二條 教育職員免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書又は教育職員免許状交付証明書交付申請書を、県教育委員会に提出しなければならない。

## ○広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年条例第五号

(奨学金の申請及び推薦)

第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

## ○広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則

平成十四年規則第五十六号

(奨学生の決定等)

第六条 条例第七条第二項の規定による申請者への通知は、別記様式第三号から別記様式第三号の三までの広島県高等学校等奨学金貸付決定通知書又は別記様式第四号の広島県高等学校等奨学金貸付不承認決定通知書により行うものとする。

2 申請者は、別に定めるところにより、別記様式第五号の誓約書を知事に提出しなければならない。

(奨学生等の届出事項)

第八条

4 前三項の規定による届出は、別記様式第六号から別記様式第十一号までの異動届により行うものとする。

(奨学生の資格を証する書類等の提出等)

第九条 修学奨学金に係る奨学生及び入学準備金に係る奨学生（以下「修学奨学金に係る奨学生等」という。）は、知事が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれかの要件に該当していることを証する書類その他の書類を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

(償還方法等)

第十一条

3 修学奨学金に係る借受者は、当該高等学校等を卒業するときはその年度の二月末までに、当該修学奨学金の貸付けの対象となる期間が満了したとき（当該高等学校等を卒業するときを除く。）又は条例第八条第一項の規定により奨学金の貸付けが打ち切られたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。

4 入学準備金に係る借受者は、当該入学準備金の交付を受けたときは速やかに、保証人と連署した別記様式第十二号の奨学金借用証書及び別記様式第十三号の奨学金償還計画書を知事に提出するものとする。

6 第二項ただし書の規定により償還方法の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十四号の奨学金償還方法変更申請書により知事に申請しなければならない。

7 知事は、前項の規定による償還方法の変更申請を承認したときは、別記様式第十五号の奨学金償還方法変更承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(借受者の届出事項)

第十三条 第八条（第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号を除く。）の規定は、借受者に準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「奨学生」とあるのは「借受者」と、同条第四項中「別記様式第六号から別記様式第十一号まで」とあるのは「別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第十号及び別記様式第十一号」と読み替えるものとする。

(償還の猶予)

第十四条

3 償還の猶予を受けようとする借受者又は前項ただし書の規定により償還猶予の期間の延長を希望する者は、別記様式第十七号の奨学金償還猶予（期間延長）申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の規定による償還の猶予申請又は償還猶予の期間の延長申請を承認したときは、別記様式第十八号の奨学金償還猶予（期間延長）承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。

(償還の免除)

第十五条

2 償還の免除を受けようとする者は、別記様式第十九号の奨学金償還免除申請書にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による償還の免除申請を承認したときは、別記様式第二十号の奨学金償還免除承認通知書により同項の規定による申請者に通知するものとする。